

銚子市立銚子高等学校自動販売機設置事業者募集要項

銚子市立銚子高等学校における生徒及び教職員等が利用する飲料等の自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)を次のとおり募集します。

1 貸付物件

貸付場所：銚子市立銚子高等学校（銚子市春日町2689番地）

物件番号	貸付場所	台数	設置許容面積 (幅cm×奥行cm×高さcm)	最低貸付料 (税抜、月額)	要件	
建物	A-1	普通教室棟1階 生徒ホール	1	1㎡以内 (100×100×210以内)	11,850円	個人
	A-2	普通教室棟1階 生徒ホール	1	1.1㎡以内 (110×100×210以内)	11,850円	市内法人
	A-3	普通教室棟1階 生徒ホール	1	1.1㎡以内 (110×100×210以内)	11,850円	
	A-4	普通教室棟1階 生徒ホール	1	1.1㎡以内 (110×100×210以内)	11,850円	
土地	B-1	体育館・部室棟1階 入口外側	1	1.2㎡以内 (120×100×210以内)	6,450円	個人 災害対応型
	B-2	体育館・部室棟1階 入口外側	1	1.2㎡以内 (120×100×210以内)	6,450円	市内法人 災害対応型
	B-3	体育館・部室棟1階 入口外側	1	1.2㎡以内 (120×100×210以内)	6,450円	災害対応型

- (1) 教職員数は、現在約80人です。
- (2) 生徒数は、現在約800人です。
ただし、令和6年度入学者から定員を280人から240人に削減しています。
- (3) 設置場所等の詳細は、別添の自動販売機設置予定配置図を参照してください。
- (4) 物件番号A-1及びB-1については応募者資格要件を「個人」に、A-2及びB-2については「市内法人」に限ります。詳しくは「2入札参加資格(2)」をご覧ください。
ただし、入札書の提出がない場合はこの限りではありません。
- (5) 物件番号B-1からB-3までについては、設置する自動販売機を災害対応型のものに限り。詳しくは、「4自動販売機の設置条件(5)エ」をご覧ください。
- (6) 自動販売機の機種によっては、設置・商品の補充・メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
- (7) 設置許容面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースは含みません。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 下記条件に該当する者であること。

- ア 個人：市内に住所を有する者
- イ 市内法人：市内に本店を有する法人
- ウ その他：ア及びイ以外で現在市内に同種の自動販売機を設置している法人

(3) 各種税金の滞納がないこと。

国税の納税証明書又は市税の完納証明書の提出が必要となる。

(4) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(5) 過去2年間において、自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。

(6) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団及びその暴力団員でないこと。

3 年間販売実績等（参考）

単位：本／年

種類 物件番号	令和4年度	令和5年度
A-1（市内個人）	8,483	9,125
A-2（市内法人）	6,963	7,256
A-3（その他）	9,330	9,965
A-4（その他）	11,565	10,104
B-1（市内個人）	4,248	5,543
B-2（市内法人）	3,762	5,234
B-3（その他）	5,800	4,696

※令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)売上げ本数

※令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)売上げ本数

4 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び銚子市財産規則等に基づき、教育財産貸付により行うものとします。

(2) 貸付期間

貸付期間は令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間とし、更新は認めないものとします。（設置及び撤去に要する期間を含みます。）

(3) 貸付料等

ア 貸付料

A（建物）については、貸付物件ごとに決定した設置事業者が提示した入札書記載金額に100分の110を乗じて得た額を月額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動したときは、銚子市は変動後の税率を適用して、貸付料を加減して請求できるものとします。

B（土地）については、貸付物件ごとに決定した設置事業者が提示した入札書記載金額を月額貸付料とします。

なお、貸付料は、銚子市が発行する納入通知書により、年度ごとの1年間分を当該年度の4月末日までに一括で納入してください。ただし、令和6年度分に限っては、9月末日までに一括で納入してください。

イ 電気料

自動販売機設置に係る電気料金については設置事業者の負担とし、銚子市が発行する納入通知書により、指定された期限までに納入してください。

使用した電気料金については、当該自動販売機用の積算電力計（子メーター）を設置事業者の負担により設置し、毎月末日に本校職員が検針のうえ、電力供給者が発行する当該月の請求書により、次のとおり算出します。

$$\text{(算出内訳)} \quad \text{全体の使用料金} \times \frac{\text{子メーターの使用量}}{\text{全体の使用量}} = \text{子メーターの使用料金}$$

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費は設置事業者の負担とします。

エ 遅延損害金

納入期日までに貸付料等の納入がされなかった場合、その翌日から納入日までの日数に応じ、年14.6パーセント以内の割合を乗じて計算した金額に相当する額を加算して支払わなければなりません。

(4) 使用上の制限等

次の事項を遵守してください。

- ア 許可物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。
- イ 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ウ 酒類及びその他類似品の販売をしないこと。
- エ 価格は次の表のとおりとする。

種類 \ 容量	350ml以下	351～550ml程度
ペットボトル飲料	110円程度	130円程度
缶飲料（その他含む）	110円程度	

※表にない種類・容量の飲料等を販売したい場合は、入札参加申込時に届出・相談すること。

(5) 自動販売機の基準

- ア 本体規格については設置許容面積以内で、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- イ 省エネルギー（ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカット等）の機種とすること。
- ウ フロン・代替フロン等を使用しない環境対策を考慮した機種とすること。

エ 物件番号B-1からB-3までについては、災害対応型自動販売機とし、銚子市内にて地震・水害等の災害が発生もしくはそのおそれがある場合において、銚子市が災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置したときに、市職員の操作で自動販売機内商品を無償で取り出すことが可能なものとする。

(6) 維持管理責任

次の事項を遵守してください。

ア 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機管理関係に関する届出書（様式5）を銚子市に提出すること。

イ 保守点検、商品の補充等は高等学校の授業に支障のない時間帯（午前7時30分まで、又は午後4時以降）に行うこと。

ウ 原則として自動販売機1台に対して1個の割合で、銚子市の指示に従い速やかに指定の位置に、販売する商品の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた空き容器分別回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に処理をすること。

エ 設置事業者間で任意の連絡会等を設立し、販売商品の空き容器回収等学校内外の整理整頓に努め、学校行事等の情報共有に努めること。また、連絡会等の代表者を、原則として個人事業者又は市内法人事業者の中から決めること。

オ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

カ 自動販売機の故障に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において対応するものとし、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明記すること。

キ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないかを確認すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは指定期日までに原状回復をしてください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を銚子市に請求することができません。

(8) 貸付の取り消し及び変更

銚子市が貸付物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付の条件に違反する行為等があると認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除、又は変更することがあります。

なお、銚子市が公用若しくは公共用に供するため契約を解除する場合、既納の貸付料のうち未経過期間分を返還します。

また、設置事業者が貸付条件に違反するなど、設置事業者の責に帰すべき理由による契約解除や設置事業者の自己都合による契約解除の場合は、既納の貸付料は返還しません。

(9) 売上金額の報告

設置した自動販売機の当該年度の売上本数、売上金額を売上報告書により毎年4月末までに

報告してください。

5 質問について

- (1) 募集要項に関する質問は、持参またはFAX（0479-23-4441）により提出してください。
- (2) 質問の受付は、令和6年7月5日（金）から令和6年7月9日（火）午後4時30分までです。
- (3) 質問への回答は、令和6年7月11日（木）に銚子市立銚子高等学校ホームページに掲載します。

6 入札参加申込方法等

申込みに当たっては、本要項を熟読し、契約条件や現地の現況等を確認の上、申し込んでください。また、申し込む物件数に制限はありません。

- (1) 申 込 先：〒288-0814 銚子市春日町2689番地
銚子市立銚子高等学校（事務室）
- (2) 申込期間：令和6年7月5日（金）から令和6年7月16日（火）まで ※土日祝を除く
午前9時から午後4時30分まで
- (3) 提出書類
 - ア 応募申込書（兼受付書）（様式1）（物件ごとに提出のこと。）
 - イ 証明書類
 - (ア) 個人の場合
 - ・住民票
 - ・国税の納税証明書（所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明）
 - ・市税の完納証明書
 - (イ) 法人の場合
 - ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ・国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明）
 - ・市税の完納証明書
 - ウ 自動販売機設置運営業務実績報告書（様式2）または直近2年度における自動販売機の設置を行った実績を証明する書類（使用許可書、契約書等の写し等）
 - エ 設置する自動販売機の仕様書（寸法・消費電力・災害対策機能等が分かるもの）
 - オ 主な販売品目と価格が分かるもの
 - カ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行うものが設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式5）
 - キ 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（写し）
 - ※ イ証明書類として提出いただく書類は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）とします。ウ（様式2を除く）、エ、オ、キの書類は複写で結構です。また、複数の物件を申し込む場合において、イ、ウ、カ、キの書類の提出は1部で結構です。
- (4) 提出方法
提出書類を申込期間中に銚子市立銚子高等学校まで持参又は郵送（書留又は簡易書留に限

る。)にて提出してください。(令和6年7月16日(火)午後4時30分必着)

(5) 審査結果通知

入札参加申込の結果、参加の可否については書面により通知します。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和6年7月29日(月)午前10時から

イ 場所 銚子市立銚子高等学校 応接室

(2) 当日必要なもの

必要な書類がない場合又は書類に不備等があった場合は参加することができなくなりますので、十分確認のうえ、不備等のないようお願いいたします。

必要な書類等	説明
入札書(様式4)	物件番号ごとに作成し、封筒に入れ封かんすること。
委任状(様式3)	代理人が参加する場合に必要

ア 入札は代理人に行わせることができますが、この場合は委任状が必要となります。

イ 委任状には、本人(委任者)及び代理人(受任者)の押印が必要となります。

委任者の印は印鑑登録済みの印としてください。

ウ 委任状がない代理人による入札書(様式4)の提出はできませんのでご注意ください

(3) 入札の方法等

ア 入札の際に出席しなかった者又は入札の締切り時間に遅刻した者は、棄権とみなします。

イ 所定の入札書に、入札者の住所・氏名(法人にあっては名称及び代表者名)を記入のうえ必ず印鑑登録済みの印鑑(代理人の場合委任状に押印されている代理人の印)を押印してください。

ウ 入札書記載金額は月額とし、算用数字を用い、頭に『¥』又は『金』を必ず記入してください。

エ 入札は1件ごとに行い、その都度参加者立会いのもと開封のうえ落札者が決定した後、次の物件へ進むものとします。

入札の順番は「1貸付物件」一覧表のとおり、A-1からB-3までの順番とします。

オ 入札書は、封かんし、入札箱にご自身で投函していただきます。

カ 投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。

キ 入札の回数は1回とします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

ア 最低貸付料を下回るもの

イ 入札に参加する資格がない者が入札したもの

- ウ 同一入札に他人の代理人を兼ね、又は2通以上入札を行ったもの
- エ 物件番号、入札書記載金額、日付、住所、氏名及び押印のないもの又はこれらが不明瞭なもの
- オ 入札書に記載した金額を訂正したもの
- カ 委任状の提出がない代理人が入札を行ったもの
- キ 入札に関し不正な行為を行った者が提出したもの
- ク その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札保証金

入札保証金の納付は免除とします。

(6) 落札者の決定

- ア 入札日時に入札場所に入札書を開札し、貸付物件に対し、銚子市が定める最低貸付料以上の金額で、かつ、最も高額の高額を提示した者を落札者とします。
- イ 最高金額の入札が2者以上の場合は、当該参加者立会いのもと、くじ引きにより決定します。

8 契約の締結

- (1) 落札者は、決定の日から7日以内に銚子市と教育財産の貸付契約を締結していただきます。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 契約保証金は免除とします。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由がなく指定する期日までに契約の締結に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) 申込書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになった場合

問合せ・申込先

〒288-0814

銚子市春日町2689番地

銚子市立銚子高等学校 担当：額賀

電 話 0479-25-0311

F A X 0479-23-4441